

広川町農業委員会

第2回総会議事録

令和5年9月5日

# 広川町農業委員会第2回総会議事録

令和5年9月5日広川町農業委員会第2回総会が広川町役場3階会議室において開催された。

本会議の議題は、下記のとおりである。

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 議案第2号 非農地証明に関する件
- 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に定められる基本構想の見直しに伴う意見聴取について

1. 本会の出席は、下記のとおりである。

## 農業委員

議席	氏名	議席	氏名
会長	古賀秀之	6	稲員繁広
会長代理	山村佳代子	7	鐘ヶ江百合子
1	中村和浩	8	船越誠治
2	萩尾喜久夫	9	稲員雅史
3	丸山敬二郎	10	野田光浩
4	馬場啓介	11	中島隆二
5	渡邊和江	12	古賀貴美夫

## 農地利用最適化推進委員

議席	氏名	議席	氏名
15	田中健一	22	弓削和幸
欠	姫野剛	23	末安富士子
17	重松嘉治	欠	野田隆文
18	小林栄一	25	山下淳
19	山下憲繁	26	渡邊和宏
20	馬場健作	27	古賀優
21	雨森純司		

2. 本会の書記は下記のとおりである。

農業委員会事務局長 山下誠紀      農業委員会係長 川村亮二  
書記 熊添博 江原俊亮

会長代理 山村佳代子 開会のあいさつ

事務局 出席委員の報告後、出席委員の過半数を満たし総会が成立する旨の報告。

議長 本日は、議案第1号2件、議案第2号1件、議案第3号1件です。慎重なる審議のほどをよろしくお願いいたします。

なお、発言される場合は、議長の許可を得てから番号と氏名を発せられてをお願いします。

次に議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、広川町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、3番 丸山敬二郎 農業委員、11番 中島隆二 農業委員を指名し審議に移ります。議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 順位1 大字藤田 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 駐車場及びコンテナ置場用地

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

27番 古賀 優 農業委員 事務局から説明がありましたとおりで申請地の周囲はブロックで囲まれるということですので何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

10番 野田光浩 農業委員 申請地内に水路があるようですが支障はないんですか。

事務局 水路については現状のままで触らないということですので支障はないと思います。

7番 鐘ヶ江百合子 農業委員 駐車場は砂利敷きされるんでしょうか。

事務局 転圧して砂利敷きで計画されております。

議長 他に質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位1について異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。順位2について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 順位2 大字藤田 譲受人：■■■■ 譲渡人：■■■■ 申請理由 宅地の一部

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

27番 古賀 優 推進委員 先日、事務局と申請地の現地調査したところ何ら問題ないと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位2について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位2について異議が無い方の挙手を求

めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とします。議案第2号 非農地証明に関する件について事務局の説明をお願いします。

事務局説明 順位1 大字藤田 他1筆 申請人：■■■■ 申請理由 原野化し今後も農地として活用が見込めないため。

議長 事務局の説明が終わりましたので担当委員の説明をお願いします。

27番 古賀 優 推進委員 申請地は山林の一部になっており農地として耕作できない状況ですのでよろしくをお願いします。

議長 担当委員さんの説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。順位2について異議が無い方の挙手を求めます。

委員 全員挙手。

議長 全会一致で認める事とします。議案第3号 農業経営基盤強化促進法に定められる基本構想の見直しに伴う意見聴取について事務局の説明をお願いします。

産業課農政係 梶原より、町が積極的に新たな担い手農業者の確保を行うことや農業利用権設定については中間管理事業に移行する等主な基本構想の見直しについて説明。

議長 事務局の説明が終わりましたので審議に入ります。順位1について質問意見等ありましたらお願いします。

3番 丸山敬二郎 農業委員 中間管理事業で利用権設定する場合は推進委員の確認印は取られていないんですか。

事務局 中間管理事業については確認印を取っておりません。

22番 弓削和幸 推進委員 担当地区内の農地について誰が耕作しているのか把握しておきたいので推進委員の確認印を取っていただきたいと思います。

事務局 農業委員会の申し合わせ事項として、中間管理事業による利用権設定について次から推進委員の確認印を取りたいと思います。

10番 野田光浩 農業委員 中間管理事業を利用した農地の売買や利用権設定についての優遇措置や補助金について説明をお願いします。

事務局 農地売買による税制優遇や、農地の利用集積に対する補助金等について説明。

議長 他に質問意見等はありませんか。

質問意見なし

議長 意見もないようですので採決に移ります。農業経営基盤強化促進法に定められる基本構想の見直しについて異議がない方の挙手を求めます。

委員 全員挙手

議長 全会一致で認める事とします。以上で審議はすべて終わりました。

会長代理 閉会のあいさつ。